

金融改革プログラム

— 金融サービス立国への挑戦 —

平成16年12月

金融庁

(抜粋)

2. 具体的施策

I. 活力ある金融システムの創造

(2) IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備

◇ 金融機関のガバナンスの向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進

▶ 金融機関のリスク管理の高度化を促すとともに、不良債権問題の再発防止のためのルールを整備し、主要行の不良債権比率が17年3月末時点の水準以下に維持されるよう、最善の努力を求める。また、各金融機関において収益性や健全性を示す財務指標や外部格付けが一段と向上することを目指す。

○ 証券会社・保険会社のリスク管理の高度化

- ・ 保険会社のソルベンシーマージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備

金融改革プログラム「工程表」(抜粋)

| 検討項目 | 検討内容・実施時期等 | | |
|---|---|--|------|
| | 16年度内 | 17年度 | 18年度 |
| (2) IT の戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備 | | | |
| ◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進 | | | |
| 保険会社のソルベンシーマージン比率の見直し 、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備 | ・保険の第三分野商品等に関する責任準備金積立ルールの整備や責任準備金積立の適切性に係る事後検証の枠組み等についての検討を開始(17年3月) | ・左記検討結果を踏まえ、保険業法施行規則等を改正(17年12月を目途) | |
| | ・ 保険会社の財務体質の強化やリスク管理の高度化を図る観点から、ソルベンシーマージン比率の算出基準を金融市場実勢に合わせたものとするよう検討を開始(17年3月) | ・左記検討結果を踏まえ、IAIS(保険監督者国際機構)の共通指針に関する検討状況も勘案しつつ、ソルベンシーマージン比率の算出基準の見直しを実施(17年12月を目途) | |
| | | ・見直し後のソルベンシーマージン比率の算出基準を順次適用 | |

「金融改革プログラム」進捗状況（平成17年度末）（抜粋）

| 検討項目 | 実施内容 |
|---|--|
| （2）ITの戦略的活用等による金融機関の競争力の強化及び金融市場インフラの整備 | |
| ◇ 金融機関のガバナンス向上とリスク管理の高度化を通じた健全な競争の促進 | |
| 保険会社のソルベンシー・マージン比率の見直し、新しい保険商品に係る責任準備金積立ルールや事後検証の枠組み等、財務関連ルールの整備 | <p>【新しい保険商品（第三分野）に係る責任準備金積立ルール等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「第三分野の責任準備金積立ルール・事後検証等に関する検討チーム」が報告書を公表(17年7月6日) ・新ルール(案)のパブリックコメントを踏まえた見直し後の保険業法施行規則等の改正案を公表（18年3月31日） <p>【ソルベンシー・マージン比率の見直し】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的な見直し内容や実施スケジュールについて、有識者等の意見も参考にしつつ検討(17年4月～) |